

- ◆◆◆コンテンツ◆◆◆
- 1 昨年度経営相談室に寄せられた相談及び専門相談員のご紹介
 - 2 業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修動画を公開！（厚労省）
 - 3 援護局関係主管課長会議の資料が公表（厚労省）、他

1 昨年度経営相談室に寄せられた相談及び専門相談員のご紹介

東京都社会福祉協議会「経営相談室」では、社会福祉法人、社会福祉施設・事業所からの様々な相談をお受けしています。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなう会計処理、人事労務、BCP、同一労働同一賃金について、役員・評議員の改選にあたっての選任の手順など1,000件の相談が寄せられました。そのうち、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、税理士による専門相談は73件でした。まず専任の相談員が相談をお受けし、必要に応じて専門相談員の相談とさせていただきます。お気軽にご相談ください。

表1 相談内容別実績

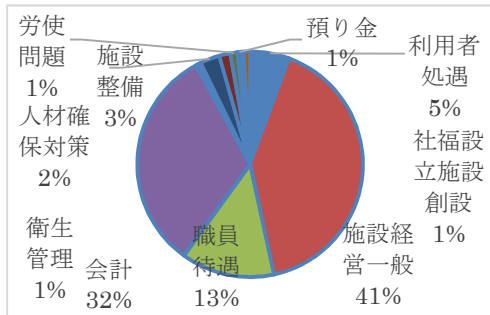
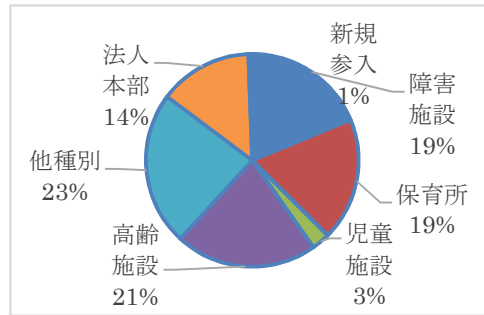


表2 相談者別実績



東京都社会福祉協議会 経営相談室 専門相談員のご紹介

- 法律専門相談員 弁護士 小嶋 正
- 会計専門相談員 公認会計士 宮内 忍 ・ 公認会計士 中村 比呂海 (新)
- 労務専門相談員 社会保険労務士 綱川 晃弘
- 税務専門相談員 税理士 宮内 眞木子

2. 業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修動画を公開！（厚労省）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、令和3年度介護報酬改定において、すべての介護サービス事業者を対象に、「業務継続計画（BCP）等の策定」が義務づけられます（3年間の経過措置有）。厚生労働省は、計画策定・見直し等の支援ツールとして、ポイントをまとめた資料を公開するとともに、研修動画を公開しています。

【ポイントをまとめた資料(ガイドライン)はこちらから】

【介護】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

【障害】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

【研修動画はこちらから】

【介護】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

【障害】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

3. 社会・援護局関係主管課長会議の資料が公表される（厚労省）

令和3年3月22日、厚生労働省は、社会・援護局関係主管課長会議の資料をホームページに掲載しました。会議資料は、以下の厚生労働省ホームページに掲載されています。法人経営に関連し、国から都道府県に要請されている事項は以下の通りです。

【新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた社会福祉法人の運営関係】

令和3年2月12日付福祉基盤課事務連絡を踏まえ、法人の令和2年度決算作業や役員・評議員の改選等に係る指導や一般監査等を行うに当たっては、引き続き柔軟に対応すること。

【社会福祉法人制度改革関係】

「地域における公益的な取組」を実践している法人について、現況報告書に取組内容を漏れなく記載するよう指導すること。

なお、令和元年の会社法の一部改正に伴う社会福祉法等の改正について、ポイントが資料にまとめられているので、役員等（理事、監事又は会計監査人）に対する補償契約や役員等賠償責任保険を締結している法人においては、ご参照ください。

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による社会福祉法等の改正のポイント

- 令和元年の会社法の一部改正に併せて、社会福祉法人においても、役員等（理事、監事又は会計監査人）に対する**補償契約**や**役員等賠償責任保険**（D&O保険）が適切に運用されるよう、これらの契約締結に必要な手続等を明確化するため、社会福祉法等について所要の改正を行ったもの。（**令和3年3月1日施行**）

【補償契約】

（社会福祉法第45条の22の2の規定により準用される一般法人法第118条の2）



（定義）

- 補償契約とは、役員等に対して、
ア 役員等がその職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
（例：弁護士費用や損害に関する調査費用等）
イ 役員等がその職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、損害賠償金又は和解金を支払うことにより生ずる損失について、費用等の全部又は一部を社会福祉法人が補償することを約する契約をいうこと。

（補償契約を締結する場合に必要な手続）

- 補償契約の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならないこと。
- 補償契約に基づく補償を行った理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての事実を理事会に報告しなければならないこと。
- 当該報告の概要につき、理事会の議事録に記載すること。

（経過措置）

- 上記内容は、令和3年3月1日以降に締結された補償契約について適用すること。

【役員等賠償責任保険】

（社会福祉法第45条の22の2の規定により準用される一般法人法第118条の3）



（定義）

- 役員等賠償責任保険とは、社会福祉法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものをいうこと。
※ ただし、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものは除く。
（例：生産物賠償責任保険・企業総合賠償責任保険・個人情報漏洩保険や、自動車賠償責任保険・任意の自動車保険・海外旅行保険等）

（役員等賠償責任保険に加入する場合に必要な手続）

- 役員等賠償責任保険の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならないこと。（契約期間を延長する場合や保障内容の見直しを行う場合を含む。）

（経過措置）

- 上記内容は、令和3年3月1日より前に締結された保険契約には適用しないこと。
※ 保険期間の始期にかかわらず、契約締結日で判断。

【参照先】 社会・援護局関係主管課長会議（厚労省） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17332.html

4. 令和2年9月まで使用していた東社協「経営相談室」のアドレスは、令和2年10月より下記に変更になっています。旧アドレスは4月20日をもって閉鎖します。

【メール】 fukushi-soudan@tcs.w.tvac.or.jp

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 祝祭日年末年始休み 9時～17時

ご相談は、できるだけ、下記東社協ホームページ掲載の指定相談票をご使用の上、メールでお送りください。

HP <https://www.tcs.w.tvac.or.jp/activity/keieisien.html> TEL 03-3268-7170